

青島日本人学校

# 通学バス利用の手引

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 組織と役割
- 3 青島日本人学校 通学規程
- 4 通学バス利用規約
  - (1)利用申込等手続き
  - (2)利用料金
  - (3)乗降車の流れと各種連絡方法
  - (4)注意事項
  - (5)保護者のルール
  - (6)児童生徒の乗降・車内でのルール【通学バスの約束】
- 5 その他

2023年5月改訂

## 1 はじめに

青島日本人学校では、中国の関連法令に基づき、「本校への通学は保護者の責任において行われる」〔青島日本人学校 通学規程第2条〕原則の下、安全かつ円滑な登下校を確保するため、バス利用保護者・バス運営委員会・委託業者(以下「バス会社」という)の三者の連携により、青島日本人学校通学バス(以下「通学バス」という)を運行しています。

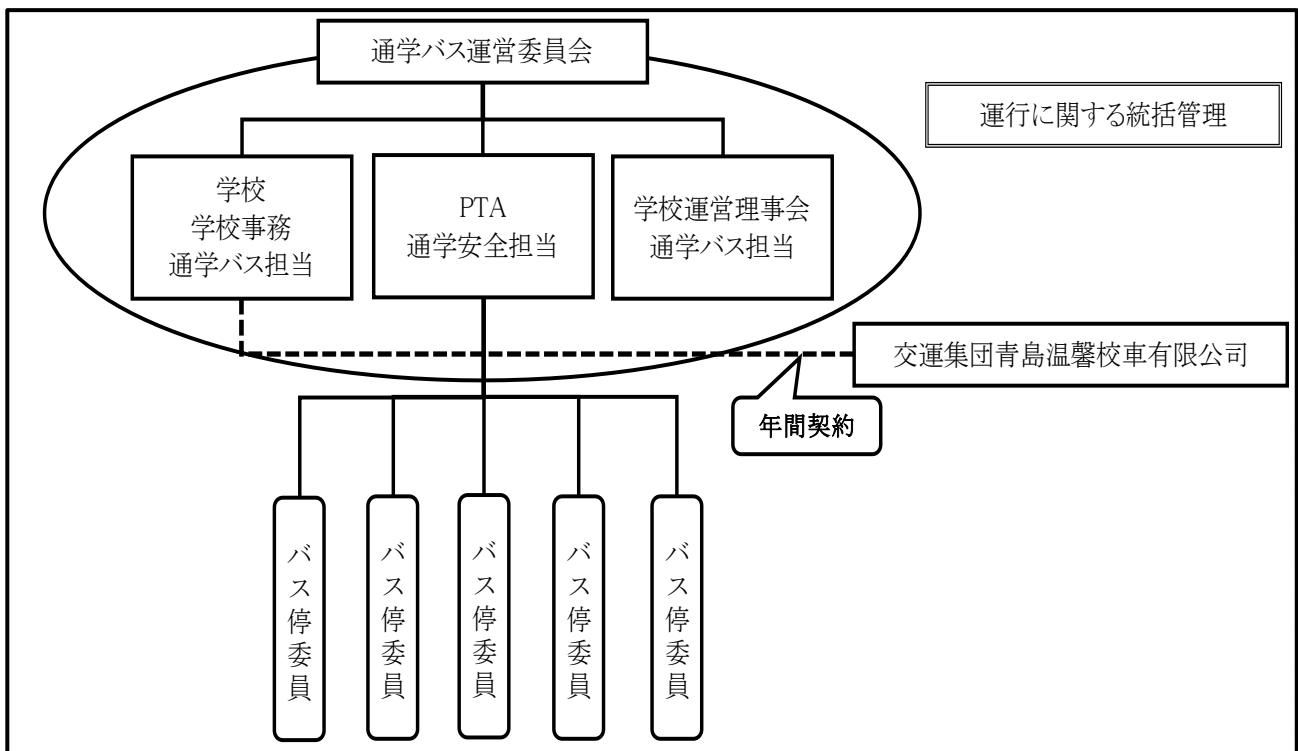
通学バス利用の際は、三者それぞれの役割が生じます。通学バス運営にご理解の上、ご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 2 組織と役割

通学バスは、学校・PTA・学校運営理事会の三者代表による青島日本人学校通学バス運営委員会(以下「通学バス運営委員会」という)で運営管理されています。〔青島日本人学校 通学規程第5条〕また、日々の運行はバス会社・学校事務「通学バス担当」だけでなく、保護者の皆さまにもご協力いただき執り行います。

従って通学バスを利用される保護者の皆さまには、この手引を熟読していただき、各自お子様への指導をお願いするとともに、利用規約・決定事項に従い、通学バスの安全運行にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### 青島日本人学校通学バス 運営組織図



### 3 青島日本人学校 通学規程

#### 第1条 この規程の趣旨

青島日本人学校児童・生徒の通学上の安全を図るため、基本方針を定める。

#### 第2条 通学基本方針

本校への通学は保護者の責任において行われるものである。通学方法としては、当地の治安状況及び交通事情を考慮して、保護者による送迎を原則とする。

\* 保護者の責任において依頼した代理人による送迎も第2条の範疇とする。

#### 第3条 青島日本人学校通学バス

一部地域において、青島日本人学校通学バス(以下「通学バス」と称す)を運行し本校の児童生徒はこれを利用することができる。

#### 第4条 通学バスの定義

通学バスとは、学校が認める通学の一形態であり、保護者が任意で利用申請するものである。

#### 第5条 通学バス運営組織の設置

通学バス運営の主体として、学校、PTA、学校運営理事会の三者代表による「通学バス運営委員会」を設置する。

#### 第6条 通学バス運行管理

通学バス運営委員会は「運営マニュアル」に基づき運行管理を行う。

#### 第7条 通学バス利用における免責事項

通学バスは児童生徒の保護者の責任で利用する。従って登下校中の事故等については、学校、PTA、学校運営理事会にバス利用の責任を問うことはできない。

#### 第8条 その他

本規程を変更する場合は通学バス運営委員会、学校運営理事会の承諾が必要である。

## 4 通学バス利用規約

### (1) 利用申込等手続き

- ① 通学バス利用者は、通学バスの適切な運営のため《通学バス利用の手引》を確認し、その内容を遵守することに同意の上、『青島日本人学校 通学バス利用申込書兼誓約書』にてお申込みください。
- ② 通学バスルート・利用号車・座席順については、通学バス運営委員会で決定します。
- ③ 申込み内容(住所・連絡先電話番号・利用バス停など)に変更がある場合は『変更届』を学校事務「通学バス担当」にご提出ください。
- ④ 退学等の理由で通学バスの利用を止められる場合は『通学バス利用停止届』を学校事務「通学バス担当」にご提出ください。
- ⑤ 『通学バス利用申込書兼誓約書』・『通学バス変更届』・『通学バス利用停止届』は乗車開始、変更、停止日の2週間前までにご提出ください。

### (2) 利用料金

通学バス利用料金は、学期ごとの徴収となります。学期途中から利用される場合は、利用開始時に当学期分を月極にて徴収いたします。(利用開始月のみ利用開始日より日割り料金で徴収いたします。)

但し、学期途中で転出される場合の返金はいたしませんので、ご了承ください。

### (3) 乗降車の流れと各種連絡方法

#### 1 登下校のバス到着予定の確認

- ① 登下校のバス到着予定時刻は目安の時間ですが、登校時は出発時刻になりましたらバスは出発します。
- ② 下校時のお迎えでは、バス停到着予定時刻の目安をもとに、バス停でお待ちください。
- ③ 学校・バス会社から緊急時以外の早着遅延の連絡はしません。

#### 2 登下校時の乗車の流れ

(登校時) 出発時刻までにバス停に到着し、保護者は児童生徒を安全にバスに乗車させる。児童生徒は決められた座席に着席し、バス添乗員が児童生徒の乗車を確認後、安全措置を講じた上で出発を指示する。

学校到着後は、バス添乗員の指示に従い順番に降車する。

(下校時) 児童生徒は決められた下校時刻までにバスに乗車し、バス添乗員が下校乗車名簿と欠席者を照合確認後、安全措置を講じた上で出発を指示する。

保護者はバス到着予定時刻までにバス停に迎えに出る。

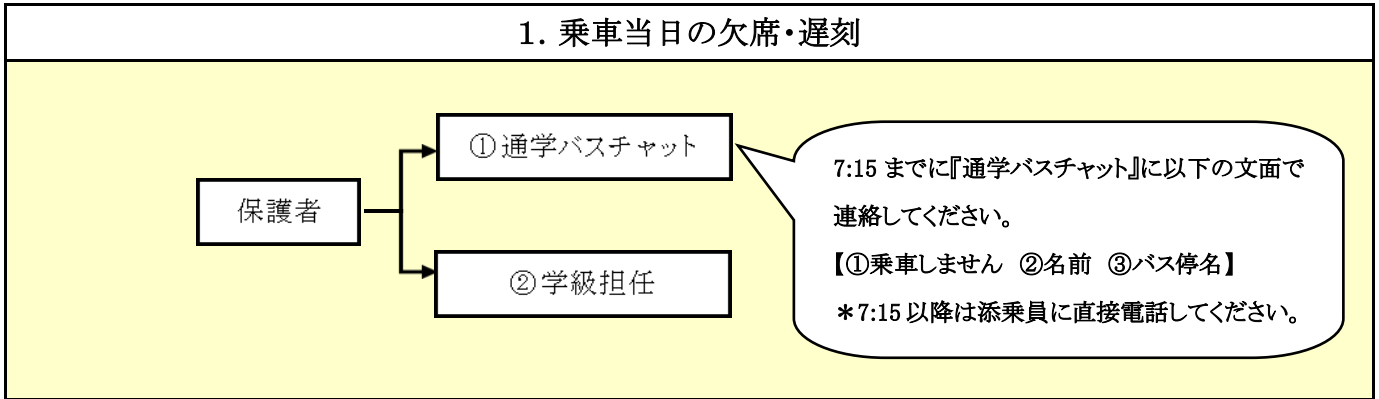
バス到着後バス添乗員から児童生徒を引継ぎ、一緒に帰宅する。

### 3 通学バスに乗車しない場合の連絡方法

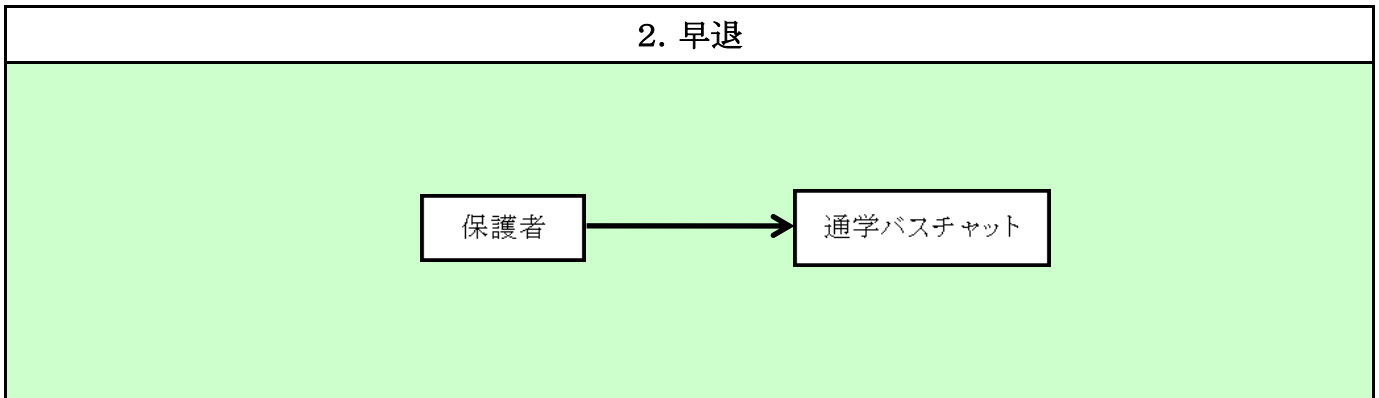
欠席・早退等の理由で、バスに乗車しない場合、下記の通りに関係各所へご連絡をお願いいたします。毎日のバス運行をスムーズに実施するため、関係者全員が必要情報を漏れなく共有できるよう、保護者の皆さまにはご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

保護者の方は、下記 ①→②の順番で連絡をお願いします。

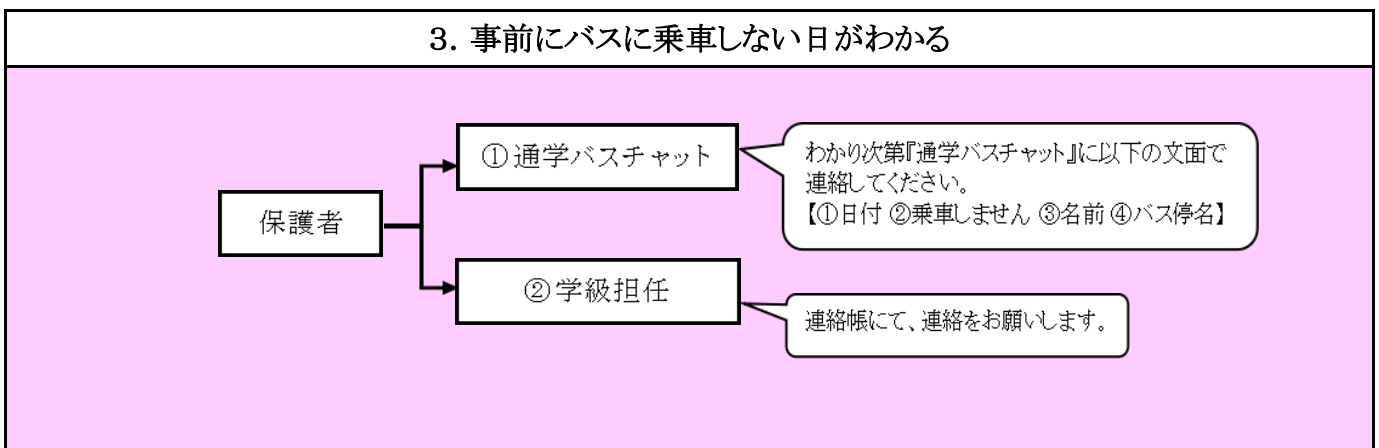
#### 1. 乗車当日の欠席・遅刻



#### 2. 早退



#### 3. 事前にバスに乗車しない日がわかる



通学バス各号車添乗員さんの連絡先は、配布資料の座席表に記載しておりますので、ご確認ください。

#### (4) 注意事項

- ① やむを得ない事情(バス会社の事情・道路事情等)によりバスが運行できなくなった場合は、保護者の責任において通学することもあります。
- ② 通学バスのルート・バス停は、バス会社より関連法令に基づき認可登録(申請は年1回)がされておりますため、年度内の変更は原則予定にありません。
- ③ 道路事情・法律の変更等で、通学バスのルート変更や、バス停が急遽移転または廃止される場合もあります。

#### (5) 保護者のルール

- ① 児童生徒の通学は保護者の責任です。バス停までは保護者の責任で送迎してください。  
〔青島日本人学校 通学規程第2条〕
- ② 保護者は、中国の法令を遵守すること、また、学校は通学バス危機管理体制のもと最善を尽くしますが、万が一、登下校中において発生した事故、及びバス運行中に発生した事故については、学校・バス会社は保険の範囲内において責任をとり対応することに同意の上、通学バス利用申込をしてください。〔青島日本人学校 通学規程第7条〕
- ③ バスは定刻に出発します。登校時、乗り遅れた場合は、該当保護者自身で対応してください。下校時のお迎えは、到着予定時刻を目安に、バス停でお待ちください。
- ④ 下校時のバス停に保護者が不在の場合には、児童生徒は降車せず、児童生徒を乗せたまま規定のルートを走行後、学校へ引き返します。その場合、バスが学校到着後、保護者に電話連絡をしますので、学校までお迎えに来てください。
- ⑤ 欠席・遅刻等で通学バスに乗車しない場合は〔通学バス利用規約(3)3〕にしたがい連絡をしてください。
- ⑥ 児童生徒による通学バスの機器備品の破損については、破損させた児童生徒の保護者にその全額を負担していただきます。
- ⑦ 学校行事に合わせた保護者の配車は原則ありません。
- ⑧ 通学バス利用料金は、各学期始業後に配布される『通学バス利用料徴収のお知らせ』にてご確認いただき、遅滞なく支払うようにしてください。
- ⑨ 車内の忘れ物は、原則、職員室入り口内右手の《忘れ物 BOX》に保管されますので、児童生徒自身で確認してください。  
※緊急に確認を要する忘れ物については、都度対応いたしますので、PTA 通学安全担当までご連絡ください。
- ⑩ バス停までは小学部、中学部共に保護者付き添いで送迎していただくのが原則となっておりますが、ご希望される中学部生徒のご家庭は、保護者付き添い無しでの生徒単独登下校の届出を提出して頂くと、生徒単独登下校が可能となります。届出を提出されたご家庭に対して、生徒単独登下校乗車証を発行いたします。登下校時は必ず乗車証を見える位置に身に付けてください。

## (6) 児童生徒の乗降・車内でのルール【通学バスの約束】

保護者をご家庭でお子様に下記の指導をお願いいたします。

- ① 通学バス乗降時は、添乗員さん・運転手さんに感謝の気持ちを持って挨拶しましょう。
- ② 速やかに乗車し、シートベルトを着用しましょう。
- ③ 添乗員さん・号車リーダーの言うことを守り、決められた席に前を向いて着席しましょう。
- ④ 通学かばんは背負ったまま座るか、膝の上に抱えます。荷物を通路に置いたり、ひじ掛けにかけてはいけません。カバンの中のものを出さないようにしましょう。
- ⑤ 飲み物を飲んだり、食べ物をたべたり、してはいけません。
- ⑥ 大声で騒ぐ、立ち歩く、乱暴をする、物を投げる、など他の人や運転の迷惑になる行為はやめましょう。
- ⑦ バスの窓を開けたり、座席の背もたれを動かしてはいけません。
- ⑧ バスの運転器具・非常口のハンドルには絶対に触ってはいけません。
- ⑨ 乗り物酔いしやすい児童生徒は、ビニール袋などを常時携帯しましょう。
- ⑩ 降りるバス停が近くなったら、忘れ物がないか確認しましょう。
- ⑪ バスから降りた後、道路を渡る時は大人の人と一緒に渡りましょう。
- ⑫ もしも、事故またはバスが故障した時は、慌てず騒がず、添乗員さんの指示に従って落ち着いて行動しましょう。
- ⑬ 決められたバス停以外での下車は禁止です。
- ⑭ 【通学バスの約束】が守れていない時は、先生方から指導を受けます。

※通学バスの中で、困ったこと・気がついたことなどがあった場合は、学級担任の先生に相談してください。

## 5 その他

ここに定める各種ルールを遵守されない場合、通学バス利用料金支払いの遅延・滞納がある場合など、通学バス運営委員会で協議し、該当児童生徒の通学バス利用停止や利用許可を取消す通告をすることがあります。

以上